

上下水道お客さまセンターからのお知らせ

使用開始・使用中止(引っ越しの届出)の手続き

転勤、転居などにより引っ越しが決まりましたら、上下水道お客さまセンターに電話いただくか、インターネット(電子申請)による手続きが必要です。引っ越しの3~4日前(電子申請は5日前)までにご連絡ください。

引っ越しして行くときは

住所(アパート名、部屋番号、電話番号)
氏名
引っ越し日(水道使用中止日)
引っ越し先の住所と電話番号
精算方法(現金または口座振替)



パソコンからは
「酒田市 水道 使用開始(使用中止)」
で検索



「使用開始」
やまがたe申請へ

引っ越しして来たときは

住所(アパート名、部屋番号、電話番号)
氏名
引っ越し日(水道使用開始日)



「使用中止」
やまがたe申請へ

水回り修理の高額請求トラブルにご注意を

水回りの修理の際には、あらかじめ修理にかかる費用をしっかりと確認しましょう。追加工事などのために安易に応じると、高額な費用を請求され、トラブルの原因になる場合があります。

修理の前の注意点

- 市が指定する工事事業者に修理を依頼してください。
- 費用は工事事業者によって異なりますので、複数の工事事業者に見積もりを依頼していただくことをおすすめします。
- 工事の内容や費用、アフターサービスなどについてもよく説明を受け、納得のうえで依頼しましょう。

水道の工事は
酒田市指定給水装置工事事業者へ

ホームページへは
「酒田市指定給水装置工事事業者」
で検索するか、こちらから



下水道の工事は
酒田市指定下水道工事店へ

ホームページへは
「酒田市指定下水道工事店」で検索
するか、こちらから



酒田市上下水道お客さまセンター

TEL.0234-22-1811 FAX.0234-22-3160

お支払い等の
窓口営業時間
《平日》
8:30~17:15

酒田市上下水道広報

みんなの水 さかた

2022年春
第36号

【編集・発行】酒田市上下水道部

酒田市末広町14-14 ☎0234-22-1832

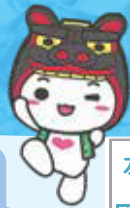


「さかたの水」を贈呈しました

十両に昇進した地元力士の北の若関が、令和3年12月17日、市役所を表敬訪問しました。上下水道部では、15勝への願いを込めて、ペットボトル水「さかたの水」を15ケース贈呈しました。その水が「ちから水」となったのか、新十両として臨んだ初場所で、見事勝ち越しを決めてくれました。

本市では、事業基盤の強化を図るため、鶴岡市、庄内町と共に広域化(連携)に取り組んでいます。

検針票の見かた



お客さま番号

お問い合わせの際は、この番号をお知らせください。

使用期間

前回検針日の翌日から、今回検針日までを表示しています。

今回の指針と前回の指針

今回と前回に検針した、水道メーターの数値です。

今回使用量

「前回の指針」と「今回の指針」との差が、この欄に表示されます。

前回検針した時の使用量と、前年の同月に検針した時の使用量が示されています。

請求予定金額のお知らせ

●今回請求分・次回請求分

「何月分」としての請求かを表示しています。

●使用量と料金

水道、下水道それぞれの使用量と料金、請求の合計金額が示されています。2ヶ月に一度の検針の場合、「使用量」は「今回使用量」の約半分(1ヶ月分)にあたる水量となります。総量が奇数の場合は、「今回請求分」の水量が1m³多くなります。

口座振替済のお知らせ

口座振替により引き落とされた料金です。
※口座が登録されていない方や、口座から引き落とされなかった場合は、表示されません。

ご注意ください!

検針票は、料金の請求書ではありません。また、検針員が集金することはありません。

水道ご使用量等のお知らせ

このお知らせ票で当センターの職員が集金を行うことはありません。

お客さま番号	検針日	検針員
1234-1234567	8月1日	水道 次郎
酒田市末広町14-14		

水道 太郎		様
使用期間	令和2年6月1日～令和2年8月1日	
メーター番号	20-1234	口径 20mm
今回の指針	120	
前回の指針	101	
メーター交換時使用量		
区分	水道	下水道
今回使用量	19m ³	19m ³
前回使用量	20m ³	前年同月使用量 18m ³

お知らせ

請求予定金額のお知らせ

今回請求分	令和2年8月分	
区分	水道	下水道
使用量	10m ³	10m ³
料金(税込)	1,804円	2,145円
合計金額	3,949円 (うち消費税等相当額)	
口座振替予定日	令和2年9月16日	

次回請求分	令和2年9月分	
区分	水道	下水道
使用量	9m ³	9m ³
料金(税込)	1,738円	2,029円
合計金額	3,767円 (うち消費税等相当額)	
口座振替予定日	令和2年10月16日	

口座振替済のお知らせ

納入月分	令和2年5月	
区分	水道	下水道
料金(税込)	1,672円	1,914円
合計金額	3,586円	
口座振替日	令和2年6月16日	
納入月分	令和2年6月	
区分	水道	下水道
料金(税込)	1,606円	1,798円
合計金額	3,404円	
口座振替日	令和2年7月16日	

上記金額をご指定の口座より振替させていただきます。
※口座振替以外または口座振替できなかった場合は表示されません。

酒田市上下水道お客さまセンター
お引越し・変更のお申込み、水量・料金のお問い合わせは
TEL0234-22-1811

お支払いQ&A

納付忘れがない
口座振替が
おすすめです!

Q 水道料金・下水道使用料の支払い方法は?

A 「口座振替(自動払込)」、「納入通知書によるお支払い」、「スマートフォン決済アプリによるお支払い」の3通りがあります。

口座振替を希望される場合は、直接金融機関で手続きをお願いします。

納入通知書でお支払いの場合は、酒田市内に本・支店のある金融機関、東北6県の郵便局、市指定のコンビニエンスストア、上下水道お客さまセンター、酒田市役所出納課及び各総合支所地域振興課でお支払いできます。詳しくは、納入通知書の裏面をご覧ください。

スマートフォン決済アプリによるお支払いの場合は、納入通知書のバーコードをスマートフォンで読み取り、各アプリの操作方法に従ってお支払いください。

PayPay、LINEPay、PayBiに対応しています。

(スマートフォン決済の場合、領収書は発行されませんので、ご注意ください。)

Q 納入通知書をなくしてしまったときは?

A 上下水道お客さまセンターや市役所、各総合支所であれば、納入通知書をお持ちでなくともお支払いができます。金融機関やコンビニエンスストア等でのお支払いを希望する場合は、上下水道お客さまセンターに電話で、納入通知書の再発行を依頼していただければ、郵送いたします。

Q 口座振替の手続きはどうしたらいいの?

A 通帳と通帳の印鑑、納入通知書か検針票を持参して、金融機関の窓口で口座振替の申し込みをしてください。

上下水道お客さまセンターや市役所、各総合支所では、お手続きができませんので、ご注意ください。

Q 漏水した場合の料金はどのようになるの?

A 漏水しても、ケースによって料金の一部を減免する制度があります。

詳しくは上下水道お客さまセンターにご確認ください。

主なケース	水道料金の減免対象	下水道使用料の減免対象
発見が著しく困難な箇所での漏水した場合(地中や壁の中など)		
指定工事事業者での修理が完了し、漏水減免申請した場合	○	○
自分で修理した、又は指定工事事業者以外が修理した場合	×	×
発見が容易な箇所や、トイレのボールタップ、給湯器、受水槽などの器具本体、及びその先で漏水した場合	×	※

※漏水した水が下水道に流れない場合、下水道使用料のみ減免対象になる場合があります。

